

副 本

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審被告） 東 京 都

被控訴人兼控訴人（一審原告） 大川原化工機株式会社 外5名

準 備 書 面 (3)

令和6年12月25日

東京高等裁判所第14民事部イ（二）C係 御中

控訴人兼被控訴人（一審被告）東京都指定代理人	大	塚	啓	高
同	秦	野	大	史
同	嶺		翔	士
同	布	川	尚	基
同	小	野	寺	悠

目 次

第1 本件各事件における外事一課による捜査に国賠法上の違法はないこと	—4
1 国賠法上の違法性の判断基準	4
2 本件各事件の各局面における嫌疑と捜査の必要性・合理性	5
(1) 捜査の端緒の入手と内偵捜査	5
(2) 関係法令の確認	7
(3) 有識者等からの聴取や実験等の実施	9
(4) 搜索差押え	11
(5) 任意取調べ	11
(6) 逮捕及びそれ以降の捜査	13
(7) 小括	13
第2 本件各事件に関し、一審原告らが主張するような不当な捜査が行われた事実 はないこと	15
1 経産省との協議	15
(1) 本件要件ハ捜査機関解釈は経産省の見解に基づく合理的なものであること	15
(2) 一連の経産省との協議に何ら不当なやり取りはなかったこと	17
(3) 公安部長による働きかけの事実自体が存在しないこと	19
(4) 有識者からの聴取結果報告書に虚偽の内容を記載した事実がないこと	21
2 最低温箇所での捜査	23
(1) 消極証拠を殊更に無視した事実がないこと	23
(2) [REDACTED]での実験においても消極証拠を無視した事実がないこと	25
(3) 当時の状況に照らし、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る外事一課 の判断が不合理であったとは認められないこと	27
3 「殺菌」の解釈	32

(1) 偽計により「殺菌」の解釈を誤解させた事実がないこと	32
(2) 一審原告らが提出した電子メールも「殺菌」の解釈を誤解させようとした 事実を裏付けるものではないこと	36
4 弁解録取に係る状況	38
(1) 欺罔による弁解録取が行われた事実はないこと	39
(2) 本件ノートについて	42
第3 総括	43
第4 結語	46

控訴審における一審被告都の事実及び法律上の主張は、一審被告都控訴理由書、一審被告都控訴答弁書、一審被告都の令和6年7月23日付け準備書面(1)及び一審被告都の同日付け準備書面(2)において述べたとおりであるが、本準備書面においては、証拠調べの結果も踏まえ、本件各事件のそれぞれの段階において、捜査を遂行すべき合理的な状況が認められたことについて改めて概観するとともに、一審原告らの主張が何ら根拠のない憶測に基づくものであることについて詳述する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほか、原判決又は一審被告都の従前の例による。また、口頭弁論調書添付の速記録を引用する場合は、証人（供述人）名及びページ数を括弧内に記載する。

第1 本件各事件における外事一課による捜査に国賠法上の違法はないこと

1 国賠法上の違法性の判断基準

本件各事件については、最終的に公訴が取り消されるに至ったものであり、捜査機関としてそのことを真摯に受け止めるべきものであるが、一審被告都控訴答弁書第4（19ないし25ページ）において詳述したとおり、本件各事件の捜査について国賠法上の違法性を判断するに当たっては、過去の数々の判例が示すとおり、いわゆる職務行為基準説によるべきであることはいうまでもない。

すなわち、刑訴法189条2項により、警察官は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする定められており、「犯罪があると思料する」にもかかわらず、捜査をしないというようなことは、基本的に許されないこととされている。

そして、本件のように、後に公訴が取り消された場合であっても、直ちに当時の警察官による捜査活動が国賠法上違法とされるわけではなく、警察官の捜査活動が国賠法上違法であるというためには、当該捜査を行う時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に照ら

し、警察官の犯罪の嫌疑に対する判断が、証拠の評価について通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要とされている。

捜査の各段階ごとで求められる犯罪の嫌疑の程度は異なり、任意捜査を行う際に求められる嫌疑の程度は、判決時や起訴時あるいは公訴追行時はもちろん、同じ捜査における一段階である逮捕時とも異なるとされ、逮捕時に求められる嫌疑についても、判決時はもとより、公訴提起時に求められる程度の嫌疑までも要求されていない。

また、実施し得る捜査活動の選択肢が無数に存在する中で、そのすべてを実施しなければならないとするのは現実的ではない上、捜査を効率的に実施する観点からも妥当とは言えないところであり、結局のところ、個別具体的な事件の捜査に当たる警察官において、時間的制約や物理的制約等を勘案しつつ、事案の真相解明のために必要かつ十分と判断される捜査活動を取捨選択して行えば足りるのであって、結果的に一部捜査を実施しなかったとしても、その当時、当該捜査をすることが不可能と認められる場合はもちろんのこと、それが事案の真相解明のために必ずしも重要ではないと合理的に判断された場合や、既に実施した捜査の結果により事案の真相解明が十分に図られると合理的に判断された場合等であれば、国賠法上の違法性の判断基準である「通常要求される捜査」をしなかったことにはならないと解される。

以下、本件各事件について振り返る。

2 本件各事件の各局面における嫌疑と捜査の必要性・合理性

(1) 捜査の端緒の入手と内偵捜査

平成29年3月、外事一課では、CISTECの職員から、一審原告会社について、製品カタログに「バイオもできます」と紹介しているのに、実際に同社に聞くと「できない。バイオの経験がないから」と腑に落ちない説明

をしている旨の情報を得た。

一審被告都控訴答弁書第4の3(2) (22ページ) のとおり、刑訴法189条2項の「犯罪があると思料するとき」とは、特定の犯罪の嫌疑があると認められるときをいうが、犯罪があると思料するに至る原因については、新聞報道や匿名の申告、風説等、特に限定はないとされ、また、それらの端緒に基づく嫌疑の有無についての判断も、司法警察職員に委ねられている。さらに、特定の犯罪についての嫌疑ではなく、何か犯罪となるべき不正が行われたかかもしれないと思われる段階でなされる捜査機関の活動、例えば、匿名の情報や風評の内容の真偽や確度について調査するといった捜査着手前の準備活動というべきものについても、任意で行われる限り、許容され、その方法に制限はないとされている。他方、犯罪があると思料するにもかかわらず、捜査をしないというようなことは、基本的に許されないこととされている。

外事一課では、CISTECの職員からの上記の情報提供を受け、必要な事実確認や捜査を開始したが、いずれも任意で行われたものであり、特段の問題がないことはいうまでもない。

その後、捜査を進めた結果、一審原告会社が、同社製の噴霧乾燥器を中国の兵器製造企業の研究所に輸出していた事実や、同社が中国において設立した合弁会社が、同社製の噴霧乾燥器を兵器の製造・研究等を行う大学や兵器製造企業の研究所等に販売していた事実などが判明したことから、更に捜査を進めることとしたものであり、この点についても、いずれも任意で行われているのだから、何の問題も認められない。

なお、[REDACTED]警部補は、証人尋問において、本件各事件の立件の必要性について「組織としては、ないです。日本の安全を考える上でも、全くないです。」と証言している ([REDACTED] 14ページ) が、本件捜査は、上述のとおり、当時外事一課において具体的な端緒や一審原告会社による中国兵器製造企業の研究所への輸出動向を把握したことから、法令違反の可能性のあるものと

して捜査を行ったものである。この点、我が国を始めとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、個別の国における対策のみならず、国際輸出管理レジームを作り輸出等の管理を行っている。こうした国際社会との協調の中で、我が国が国際社会における「抜け穴」になってはいけないことはいうまでもなく、国内において経産省が輸出管理のための政策を推進する中、警察による取締りは、こうした諸政策の実効性を担保する上で重要な役割を果たしているとされている。警部補は、捜査の全体像を知る立場にはなく、立件の必要性について判断するための材料となる十分な情報を有していなかったため、先のような証言を行ったものと考えられるが、上述のとおり、当時外事一課は、明確な端緒や情報を把握して規制官庁である経産省と連携の上捜査を行っていたものであり、当該発言は、上述のような不拡散対策における捜査の位置づけの観点を踏まえない、失当で独自の見解であるといわざるを得ない。

(2) 関係法令の確認

一審被告都控訴答弁書第5の1（25ページないし36ページ）で詳述したとおり、貿易管理を所管する経産省においては、生物・化学兵器の不拡散という目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、その対象とするべき貨物の種類を輸出令別表第一で、貨物の詳細な仕様を本件省令で、語句の解釈を運用通達（本件通達）でそれぞれ定めている。具体的には、

- 輸出令別表第1の3の2の項（2）において、「噴霧乾燥器であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち、経済産業省令で定める仕様のもの」を規制対象貨物の一つとして規定し、
- 噴霧乾燥器も列挙されている輸出令別表第1の3の2の項（1）及び本件省令2条の2第1項において、軍用の細菌製剤の原料として用いら

れる生物、毒素等として、「細菌であって、（中略）コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（中略）、ペスト菌、ボツリヌス菌、（中略）野兔病菌」等を規定し、

○ 本件省令2条の2第2項5の2ハにおいて、規制対象となる噴霧乾燥器の要件の一つとして「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（本件要件ハ）を規定し、

○ 運用通達（本件通達）において「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の語句の解釈として、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と説明し

ている。

すなわち、「殺菌」の具体的方法について、本件要件ハでは何ら限定されておらず、そればかりか、本件通達においてわざわざ「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用」と規定し、乾熱による殺菌が排除されないことがより明確にされている。また、本件要件ハは、「殺菌」の対象をすべての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求しておらず、そればかりか、「滅菌又は殺菌」の解釈について、本件通達においてわざわざ「当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊」と異なる文言で規定し、前者が「滅菌」、後者が「殺菌」の解釈であることを明確にしておき、「殺菌」の対象が「全ての生きている微生物」ではなく、「当該装置中の潜在的な微生物」であることは誰の目にも明らかである。そうすると、乾熱によって、列挙された微生物のうちのいずれか1種類でも「伝染能力を破壊」することができる噴霧乾燥器であれば、規制対象に該当することを疑う余地はない。

噴霧乾燥器に係る輸出規制の趣旨に照らしても、危険性の高い細菌等の微生物のうち特定の一種類を死滅させることのできる能力を備えた装置であれば、当該特定の微生物を用いた生物兵器の製造に十分に転用可能なものと認められるのであって、それにもかかわらず、他の全ての危険性の高い微生物までも死滅させる能力を備えていなければ規制対象とならないとするのは、著しく不合理といわざるを得ない。例えば、本件省令において軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物等として定められている様々な細菌等のうち、熱に比較的弱いとされる腸管出血性大腸菌を死滅させる能力がある装置であれば、腸管出血性大腸菌を用いた生物兵器の製造に転用が可能である。にもかかわらず、使用を予定していない他の全ての危険性の高い微生物まで死滅させる能力がなければ規制対象とならないのであれば、腸管出血性大腸菌を用いた生物兵器の製造に転用可能な装置が何の審査もなく輸出されることとなり、結果として、我が国及び国際社会の安全性を著しく脅かすこととなってしまう。

こうした点を踏まえ、当時、外事一課においては、貿易管理を所管する経産省にも確認をしながら、一審原告会社が許可を得ずに輸出している噴霧乾燥器について、規制対象に該当する可能性があるとして、犯罪の嫌疑があると判断したものであり、その判断に不合理な点は認められない。何よりも、上記の「殺菌」の解釈は、当時から現在に至るまで一貫した経産省の公式見解であることを経産省自体が明らかにしている（調査嘱託回答1ページ、笠間4ページ）のだから、当該解釈に基づいて捜査を進めたことに何の問題も認められない。

(3) 有識者等からの聴取や実験等の実施

被告都最終準備書面第3の1ないし4（13ページないし30ページ）で詳述したとおり、外事一課においては、平成29年5月以降、国内における噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから、噴霧乾燥器の性能等に関して幅広く

聴取し、乾熱による殺菌の可能性を認める証言を数多く得ていた。また、有識者からも幅広く聴取したり、実験を依頼したりしたほか、外事一課においても有識者の知見を踏まえて実験方法を検討し、実施した。

そして、外事一課においては、本件噴霧乾燥器 1 と同型機を用いた乾熱実験により実際の温度測定を行うのと並行して、有識者等に依頼して細菌の耐熱性実験を行ってもらい、それらの結果を組み合わせることで本件各噴霧乾燥器に殺菌性能があるか否かを判断するという方法で立証することとしたものであるが、この立証方法については、

- 本件各噴霧乾燥器が非常に高価なものであり、これらを外事一課において購入した上で実験を行うことが事実上不可能であったこと
- 本件各噴霧乾燥器を保有する企業等に協力を依頼するにしても、食品等の粉末を製造する噴霧乾燥器に大腸菌等の細菌を入れて実験することまでは協力が得られなかったこと
- 聴取した複数の有識者からも「最も科学的な方法といえる」などと評価を受けていたこと（[REDACTED]教授・被告都最終準備書面 22 ページ、[REDACTED]教授・同 23 ページ、[REDACTED]大学教授・同 24 ページ）

などに鑑みれば、十分に「通常要求される捜査」を遂行したものと認められる。

また、本件各噴霧乾燥器に精通しているはずの一審原告らにおいてすら「測定口」の温度が十分に上がらないことの証明に成功するまでに 70 回以上の反証実験が必要となったこと、腸管出血性大腸菌であれば 50 度・9 時間の熱処理で完全に殺菌できるため、原告が反証実験で出した結果においても、直ちに「要件ハ」を満たさないとは認められないことを踏まえると、単に「外事一課において再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことを容易に明らかにできた」と言い難いことは明らかである。

そして、外事一課において、これらの聴取結果や実験結果等を踏まえて、本件噴霧乾燥器 1 について殺菌性能があると判断したものであり、犯罪の嫌疑があるとして捜査を進めたことに何ら問題は認められない。

(4) 搜索差押え

外事一課では、上記の捜査結果を踏まえ、平成 30 年 8 月、捜査関係事項照会書により、経産省に対して本件噴霧乾燥器 1 の輸出規制該当性について照会し、「該当すると思われる」旨の経産省の公式回答を得た。そして、同年 10 月、東京簡易裁判所裁判官の発した搜索差押許可状に基づき、関係各所の搜索差押えを実施し、証拠品を押収した。

当時、外事一課においては、

- 本件各事件が生物兵器の製造に転用可能な機器の輸出という我が国及び国際社会の安全性を著しく脅かす犯罪に係るものであったこと
- それまでの一連の捜査により、一審原告会社において輸出規制に該当する機器を無許可で輸出している嫌疑が客観的・合理的な証拠資料によって十分に裏付けられたこと
- 更に捜査を進めるためには、一審原告会社から関係資料を押収して精査することが必要不可欠であったこと

などから、裁判官の発する令状に基づき搜索差押えを実施したものであり、当時の状況に照らし、手段の面でも手続の面でも、こうした外事一課の対応に何ら問題は認められない。

(5) 任意取調べ

外事一課では、押収した証拠品等を精査した上で、平成 30 年 12 月以降、一審原告大川原ら 3 名や一審原告会社の従業員らの取調べを行ったが、上記のとおり、当時、十分な犯罪の嫌疑が認められ、また、いずれも任意で行ったものであり、何の問題も認められない。

その結果、被告都最終準備書面第 3 の 7（30 ページないし 37 ページ）

及び一審被告都控訴理由書第4の3（19ページないし33ページ）で詳述したとおり、一審原告会社のエンジニアリング部や開発部に所属する者や30年近くも噴霧乾燥器の設計に携わってきた者など、十分な技術的知見を有する従業員らの多くが、

- 原告会社製の噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造になっており、入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の温度を維持することができること

などを具体的に説明し、「殺菌可能である」旨の供述をしたほか、最低温箇所として、当時、[REDACTED]や[REDACTED]からの指摘により外事一課が最低温箇所であると考えていたのと同じ「サイクロン下部」、「バグフィルタ下部」、「排風口」付近を示した。

これに対し、「殺菌が困難である」旨を供述したのはごく少数であり、しかも、温度が上がらない箇所として、十分な高温に達したことが実験により既に明らかになっていた箇所を指摘する者もいたほか、「測定口」と思われる箇所を最低温箇所として指摘した者についても、飽くまでも推測に過ぎず、具体的な根拠に基づいて指摘するものとは認められなかったり、長時間運転すれば温度が上がる可能性を示唆したりするなど、その供述内容が必ずしも信用性の高いものとは認められなかった。

また、一審原告大川原ら3名についても、当初は本件各噴霧乾燥器が輸出規制に該当すること自体を否定したり、そのことについての知情性を否認したりしていたが、被告都最終準備書面第3の8（37ページないし44ページ）及び一審被告都控訴答弁書第7の2（106ページないし123ページ）で詳述したとおり、それらの供述は規制導入時の経産省等とのやり取りや社内会議等に関する証拠資料と明らかに矛盾していたり、一審原告大川原ら3名が本件各噴霧乾燥器を「非該当」とであると判断した理由を合理的に説明できなかったりする状況が認められた。そして、そう

した点を追及され、最終的に、一審原告大川原ら3名は、規制に該当する可能性があることを認識しながら、相互に話し合っ、根拠なく「非該当」であるとして無許可で輸出していたことを認め、供述調書に署名指印していた。

(6) 逮捕及びそれ以降の捜査

外事一課では、令和元年5月に本件噴霧乾燥器2についても上記(3)と同様の実験を行うなどした上で、同年8月に経産省から輸出規制該当性について「該当すると思われる」旨の公式回答を得た。

そして、上記(5)の任意取調べの結果等も踏まえ、令和2年3月11日、一審原告大川原ら3名を本件噴霧乾燥器1に係る被疑事実で通常逮捕したが、被告都最終準備書面第3の9（47ページないし49ページ）のとおり、当時、一審原告大川原ら3名には、当該被疑事実に関連する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があり、罪証隠滅のおそれもあると具体的に判断されたことから、裁判官の発した逮捕状に基づき通常逮捕したものであり、当時の状況に照らし、手段の面でも手続の面でも、こうした外事一課の対応に何ら問題は認められない。

その後、外事一課では、同年5月26日、本件噴霧乾燥器2に係る被疑事実で一審原告大川原ら3名を再逮捕したが、1回目の逮捕後、一審原告大川原ら3名は黙秘に転じており、新たな供述等は得られない状況であったことから、それまでの捜査結果を踏まえ、裁判官の発した逮捕状に基づき再逮捕したものであり、当時の状況に照らし、手段の面でも手続の面でも、こうした外事一課の対応に何ら問題は認められない。

(7) 小括

上記(1)ないし(6)のとおり、本件各事件については、それぞれの捜査の局面において、捜査を進めるべき具体的な嫌疑が認められたことから、その嫌疑の程度に応じた手段と適正な手続によって必要な捜査が行われていた

ものと認められる。

本件各事件について、その後、公訴が取り消されるに至ったことを捜査機関として真摯に受け止めるべきことは前述したとおりだが、国賠法上の違法性を判断するに当たっては、捜査の各局面の時点に立ち返って、その当時の状況において、警察官の犯罪の嫌疑に対する判断が、証拠の評価について通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達しているか否かを冷静に評価することが必要である。

結局のところ、本件各事件について公訴が取り消されることとなったのは、本件各事件の起訴後に一審原告会社から「測定口」の温度が十分に上がらないことを示す温度測定実験結果が提示され、それを受けて捜査機関において再度実験を行ったものの、有罪立証を行うに至らなかったためである。そして、一審被告都控訴理由書第4の2ないし4（16ページないし39ページ）及び一審被告都控訴答弁書第6の1（84ページないし92ページ）で詳述したとおり、当時、一審原告会社の従業員らですら、技術的知見を有する者も含めて、多くは外事一課の判断と同じ箇所を最低温箇所として指摘していた。他方で、「測定口」を指摘した者は3名のみであり、うち1名は「温度、圧力を測るパーツの部分」は時間をかければ温度が上がると説明しているほか、別の1名も、測定口と思われる箇所の温度は排風口よりも低くなるが、長時間運転すれば温度が上がる可能性があることを示唆するものであった。唯一温度が上がらないと説明した者は、温度が上がらない理由として「計測器は袋小路となっており、風の流れてできない」ことを挙げていたが、実際には、本件噴霧乾燥器1につき「サイクロン入口測定口96.8℃」（甲15・4ページ）、本件噴霧乾燥器2につき「サイクロン入口測定口99.1℃」（甲16・4ページ）と、いずれも100℃近い高温に達することが証明されており、袋小路となっ

ているからといって、必ずしも熱風が行き渡らないわけではないことは明白であることを踏まえると、単なる推測を述べただけにとどまり、特に根拠を持って「測定口」を指摘したわけではなかった。結果として、「測定口」の温度が上がらなかったとしても、当時、[REDACTED]や[REDACTED]は「サイクロン下部」、「バグフィルタ下部」、「排風口」付近を具体的な根拠を持って最低温箇所と指摘しており、一審原告会社の従業員らの中でもそれと同じ見解が支配的であったことに照らせば、ごく少数の従業員による推測を特に重視して捜査を進めるべき状況は認められなかった、すなわち、測定口の再実験を行わなかったことが、国賠法上違法と評価される程度に不合理な判断であるとはいえない。

したがって、本件各事件に関し、外事一課の当時の一連の捜査に国賠法上の違法性は認められない。

第2 本件各事件に関し、一審原告らが主張するような不当な捜査が行われた事実はないこと

本件各事件については、公訴取消しに至ったものであり、結果として立証を尽くせなかったことについて捜査機関として真摯に受け止めるべきであると認識している。

しかしながら、一審原告らの主張は、それを超えて、壮大な虚構ともいえるべき内容へと飛躍してしまっている。それぞれの事実関係を素直にみれば、一審原告らの主張する内容は、客観証拠とも整合せず、根拠のない憶測を並べただけであることは明らかである。

以下、各論点ごとに詳述する。

1 経産省との協議

- (1) 本件要件ハ捜査機関解釈は経産省の見解に基づく合理的なものであること
一審原告らは、本件要件ハの解釈が、外事一課によって経産省の解釈が不

当に歪められたものであるかのように主張するが、一審被告都控訴答弁書第5の1及び2（25ページないし62ページ）で詳述したとおり、一審原告らが主張する「殺菌」の解釈は、規定の文言上も規制の趣旨に照らしても全く失当な独自の見解といわざるを得ないし、そもそも輸出管理規制を所管し、本件要件への有権解釈を示すべき立場にある経産省自体が、一審原告らの主張する見解を採らないことを明確にしている。

すなわち、一審原告らは、本件要件への「殺菌」についてはAG合意の文言と一言一句同様に解釈すべきであって、「殺菌」は「化学的方法による消毒法」を意味するとともに、不特定の菌の感染能力を破壊することを意味するなどと主張するが、所管省庁である経産省は、外為法の目的は我が国又は国際社会の平和及び安全を維持することであり、我が国においては、AG合意の趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、ループホール（抜け道）を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものにするとともに、国内法制化、すなわち政省令等を整備し、解釈運用等を行っているのであって、こうした対応は、輸出管理の原則である最小限度の制限に反するものではない（同旨 3 ページ）。そして、我が国では、本件通達において、「殺菌」の方法として、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により」と明確に記載されているのだから、これを「化学物質の使用」に限定すると解釈することは不可能である。そもそも、原告会社は、噴霧乾燥器に関する規制を導入する際のAG合意改定の過程で、乾熱を含むあらゆる種類の殺菌方法が規制対象となる旨の説明を経産省から受けているのであって、AG合意の文言を理由とする主張は、後付けの理屈で、自らを正当化するものに過ぎない。

また、本件通達では、「滅菌又は殺菌」について「当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」としているところ、この意味するところが、

○ いかなる種類の微生物であろうと、生きている微生物を装置内から全て除去することができるのであれば、「滅菌」に該当し、

○ あらゆる種類の生きている微生物を全て除去することまではできないとしても、当該装置内に現に潜んでいる微生物について、少なくともその伝染能力を破壊することができるのであれば、「殺菌」に該当するということであることは、文理上明白である。危険性の高い細菌等の微生物のうち特定の一種類を死滅させることのできる能力を備えた装置であれば、当該特定の微生物を用いた生物兵器の製造に十分に転用可能なのであって、それにもかかわらず、他の全ての危険性の高い微生物までも死滅させる能力を備えていなければ規制対象とならないとするのは、まさに規制のループホールを作ること他に他ならず、規制の趣旨に照らしても、著しく不合理といわざるを得ない。

また、一審原告らは、曝露防止構造を備えていることが必要であるとも主張するが、本件省令及び本件通達上、本件要件ハに関して、曝露防止構造を備えている必要があるとは規定されていないばかりか、一審原告らが依拠すべきと主張するAG合意においてすら、曝露防止構造を備えていることが規制対象の要件とはされていない。

逆に、経産省は、規制導入当時から現在に至るまで、本件要件ハ捜査機関解釈のとおり解釈を一貫して採っていることを明らかにしているのであって、一審原告らの主張には何ら理由がないことは誰の目にも明らかである。

(2) 一連の経産省との協議に何ら不当なやり取りはなかったこと

一審原告らは、当時、外事一課が、経産省において「殺菌」の確たる解釈を有していなかったことに乗じて、自らに都合の良い不当な解釈（すなわち本件要件ハ捜査機関解釈）を作り上げたかのように主張するが、そもそも本件要件ハ捜査機関解釈は、上記(1)のとおり、規制の趣旨や規定の文言に照らしても当然のものであり、経産省も規制導入当時から現在に至るまで一貫し

てこの解釈を採っていることを明確にしているのだから、一審原告らの主張は前提からして失当である。

一審原告らが提出した経産省相談メモには、本件要件ハの解釈について検討するやり取りが記載されているが、そもそも、法令は、元々一般的、抽象的に規定されている。そして、本件に限らず、法令の解釈は、個々の具体的事案への適用に当たって疑義が生じた場合等に所管省庁に照会や問合せがなされるなどして、所管省庁等による検討の結果、具体的な有権解釈等が示されるものであるから、その過程で、照会元省庁等と所管省庁との間で議論が行われたり、所管省庁から最終的な解釈が示されるまでに様々な確認や論点の提示があったとしても、何ら問題ではない。また、経産省相談メモの内容を詳細にみれば、そのやり取りの大半は、「殺菌」の解釈を議論したというよりも、本件要件ハ捜査機関解釈を前提にして、本件噴霧乾燥器1がそれに該当すると証拠上認められるか、一審原告会社にその認識があったといえるかも含め、その立証は十分であるかという点について慎重に議論していたものと認められる。実際、当時、打合せに参加していた経産省の職員もそのことを明確に証言している（ 18ページ、27ページ及び28ページ。 27ページ、28ページ、31ページ、32ページ、39ページ、46ページ）のであって、一審原告らが主張するような、「殺菌」の解釈が恣意的に作り上げられたといった事実がないことは明らかである。

規制官庁である経産省が、生物兵器の製造に転用可能な機器を規制するため、その要件として「滅菌」と「殺菌」を規定している以上、「滅菌」の能力までは認められなくても、「殺菌」の能力が認められる機器であれば、当然に規制対象になることはいうまでもない。また、捜査機関側も、「殺菌」であれば捜査をしなくてもよいなどという独自の価値判断を行うことなく、規制対象となっている機器について捜査を行うべきことは当然である。とりわけ本件は、外為法における輸出規制の中でも、単なる通常兵器ではなく、

生物兵器の製造に転用可能な機器が対象となっていた事案であり、適切に規制がなされなければ、我が国及び国際社会の安全性を著しく脅かすことにもなりかねないと考えられたのだから、当時、本件各噴霧乾燥器について、規制対象に当たるのかどうか、立件の必要があるのかどうかを慎重に検討したことに何ら問題は認められないのであって、その過程で行われた経産省との一連のやり取りがあたかも不当なものであるかのような一審原告らの主張は、著しく的外れなものといわざるを得ない。

(3) 公安部長による働きかけの事実自体が存在しないこと

一審原告らは、当時、公安部長が経産省の幹部に働きかけを行って該非判断を不当に変更させた旨主張するが、一審被告都控訴答弁書第5の2(6)(51ページないし59ページ)において詳述したとおり、そもそも働きかけを行った事実自体が存在しない。

この点については、当時の警視庁側の関係者も経産省側の関係者もいずれも公安部長による働きかけの事実を明確に否定している中で、原告によって公安部長による働きかけの根拠とされているのは、■■■■警部補、■■■■警部補、■■■■警部補の各証言(■■■■16ページないし18ページ、■■■■17ページ及び18ページ、■■■■8ページないし11ページ)のみであるが、いずれも公安部長が働きかけを行ったことを直接見聞きしたわけではなく、憶測にすぎないことを自ら認めている。彼らがわずかな根拠とするのは、当時、■■■■警部が「空中戦をやってもらうしかない」と話すのを聞いたということ(■■■■9ページ)や、経産省の態度が一変した後に、■■■■警部が上司に感謝しなければならぬ旨を話すのを聞いたということ(■■■■18ページ、■■■■10ページ)くらいであり、いずれもそれ自体、公安部長による働きかけの事実を裏付けるものとは言い難く、また、当の■■■■警部本人がそうした言動を明確に否定している(宮園16ページ)。

■■■■警部補は、経産省が「ガサに入る事自体は問題ない」との発言を行っ

た平成30年2月8日より前の段階では、既に経産省側からは本件要件ハ捜査機関解釈を否定するような見解が公式回答として示されていたのに、同日以降はそれが一変したとして、それが公安部長による働きかけがあったことを示している旨証言する (3 ページないし 11 ページ) が、当の経産省の職員らが、経産省相談メモに記載されたような打合せ段階での発言について、個人的見解や意見であったことを明確に証言及び陳述している (19 ページ及び 20 ページ。 3 ページ、4 ページ、11 ページ及び 12 ページ。乙 14・3 ページ) のであって、 警部補の証言は前提を欠いている。これに対し、 警部補は、打合せ段階での経産省職員の発言は個人的見解や意見などではなく、経産省としての公式見解であった旨証言し (3 ページ及び 4 ページ) 、その根拠として「結果を聞くに当たっては、経済産業省のほうに行って、その担当者から聞いております。当然勤務時間内、向こうも勤務時間内で、会議室を借りて、入るに当たっては登録までしてやっております。それを個人的見解ですよと言われたら、もうどうにもならないですね。」などと証言する (18 ページ) が、そもそも行政機関の職員同士が業務に関して打合せをするものである以上、いずれかの庁舎の執務室や会議室を使用することは当然であるし、相手の庁舎に入る際に登録をすることについても、庁舎管理上の要請以上の意味を持つものではなく、何の根拠にもならない。また、打合せが執務時間中であるか、時間外に及ぶかなどによって、そこでやり取りされる内容の性質が決まるものではないことも言うまでもない。 警部補の言い分によれば、行政機関の職員同士が執務時間中にどちらかの庁舎内の会議室等で打合せを行えば、そこで話した内容はすべてオーソライズされた公式見解ということとなるが、そうであるとすれば、公式な回答をするまでの相談や打合せは執務時間外や庁舎外の喫茶店等で行い、公式見解を伝える段階になってようやく執務時間内に庁舎内の会議室等で面会する必要があることとなり、著しく不合理なのであっ

て、実務とかけ離れた全般的な理屈というほかない。警部補自身、過去には経産省に出向した経験を有し、行政機関における実務をよく分かっているはずであるにもかかわらず、このような極論ともいうべき主張を展開していることから、これらの主張が冷静さを欠いた根拠のないものであることを如実に示しているというべきである。

このように、警部補らは、経産省相談メモの記載を基に公安部長による働きかけがあったと憶測を述べたにすぎないのであって、そこから更に憶測を重ね、働きかけによって不当に解釈が歪められたとの根拠のない話に発展したものと考えられる。

また、経産省補佐も公安部長が動いたから該非判定が変更になることはあり得ない旨証言しており（33ページ）、検査官も公安部長から経産省に働きかけがあって、非該当の方針から該当の方針に変わったという話は一切ないと明確に証言している（10ページ）。

このような点から、公安部長の働きかけによって、経産省の解釈が不当に歪められたとする一審原告らの主張は失当である。

(4) 有識者からの聴取結果報告書に虚偽の内容を記載した事実がないこと

一審原告らは、外事一課が経産省に提示した有識者からの聴取結果報告書に関し、一部の教授らが、自らが話していない内容が自分の発言として記載されている旨陳述しているとして、虚偽の内容の聴取結果報告書が作成されたかのように主張するが、事実と大きく異なる。

確かに、一審原告らの提出した陳述書によれば、捜査段階において聴取した数多くの有識者のうち、4人の教授らが、本件各事件の公訴が取り消され、本件国賠訴訟が提起される中で、捜査段階において作成された自身の聴取結果報告書の内容を否定していることが認められる。しかしながら、一審被告都控訴答弁書第5の3（62ページないし84ページ）及び末尾の対比表で詳述したとおり、一部の教授が「説明していない」と主張する内容の多くが、

本件各事件の捜査が行われていた際に作成されて、本人が署名押印した供述調書に録取されている（丙 5、丙 1 1）。また、事情聴取を行った取調官が聴取結果を供述調書や報告書に記載する際には、

- 問答式で記載する部分もあれば、
- 被聴取者との様々なやり取りを十分に整理した上で、逐語的ではなくとも分かりやすく記載する部分もある

のが実情である。有識者からは様々な内容を聴取しており、その中には

- 有識者が自らすすんで述べた内容
- 取調官からの質問に有識者が答えた内容
- 取調官の説明に有識者が同意した内容

等が混在しているとみられるが、これらを整理して報告書やメモに記載する行為は、「虚偽の内容を記載した」との評価を受けるべきものではない。

なお、同教授らの主張の中には、例えば、取調官が関係規定を示した上で説明を聴取した部分について、聴取結果報告書に一人称で説明したように記載されている点を捉えて、「自分から説明するはずがない」などとして、事実と異なるとするものもあるが、これなどは、捜査実務において、報告書を作成する際に、後に調書化することも見据えて一人称で話している形で記載する場合があることを単に教授らが知らなかっただけにすぎない。

加えて、当時、本件各事件の関係者の聴取は、複数の捜査員が一緒に行うことを基本とし、特に、有識者等から専門的な分野に関する聴取を行う際は、聞き漏らしや誤解が生じることがないように、電話により聴取する場合を除き、原則 2 名以上の捜査員で実施していた。また、聴取結果報告書等を作成した際には、聴取に立ち会っていた他の捜査員も内容を確認した上で、事実誤認や不正確な点等があれば相互に指摘し合って誤りのない内容となるよう修正されていた（乙 5 9・2 ページ及び 3 ページ、乙 6 4・2 ページないし 5 ページ）。このことは、仮に、有識者等が実際に語っていない内容や恣意的

な内容を記載した聴取結果報告書やメモを作成しようとしたとしても、聴取に同席した他の捜査員らから指摘を受けて、すぐに露呈することを意味している。

つまり、4人の教授らの聴取結果報告書の内容は、いずれも同教授ら自身が実際に話した内容や取調官の説明を聞いてそれを肯定した内容であり、虚偽の内容を記載したものなどでないことは明らかである。

こうした状況に照らすと、一審原告らの主張は、本件各事件の捜査が不当な意図を持って行われたのであろうという自らの憶測に基づく筋書きを根拠付けたいがために、実質的に違いのない内容を重大な齟齬であるかのように殊更に取り上げて、あたかも当時、外事一課が虚偽の聴取結果報告書を作成することが常態化していたかのように印象付けようとするものと評価せざるを得ない。

2 最低温箇所の捜査

(1) 消極証拠を殊更に無視した事実がないこと

一審原告らは、外事一課が最低温箇所の捜査に関しても、捜査段階において温度が上がりにくい箇所を具体的に把握したにもかかわらず、あえてそこから目を背けて、消極証拠を殊更に無視して捜査を継続した旨の主張を展開するが、この点についても事実関係を大きく見誤っている。

そもそも、本件各事件の捜査において、本件各噴霧乾燥器に殺菌性能があることを立証するためには、それぞれの機器の最低温箇所を特定して、そこが十分な温度に達することを立証することが不可欠であり、その意味で最低温箇所の特定に係る捜査は、まさに立件の可否を決定付ける極めて重要な捜査であったことは論を俟たない。そして、当時、外事一課において、最低温箇所の特定に最優先で取り組んでいたことは、一連の捜査経緯をみれば明らかである。

すなわち、外事一課では、当初、噴霧乾燥器の末端である排風口が最も温

度が低くなると考え、それを前提に立件に向けた捜査が進められていた。ところが、平成30年3月、[] や [] から「サイクロン下部」や「バグフィルタ下部」の温度が上がりにくい可能性を指摘されたことから、それら指摘された箇所を含む10箇所の温度測定実験を行い、実際に「バグフィルタ下部」が最低温となることが判明した、という捜査経過をたどっている（被告都最終準備書面第3の4（27ページないし30ページ）、一審被告都準備書面(1)第1の4（10ページないし12ページ））。一審原告らが提出した「総括文書」（甲185）にも、外事一課として最低温箇所の特定に全力で取り組んでいた経緯が特に強調して記載されており、それによれば、当初最低温箇所であると考えられていた排風口については、複数回の実験を経て、既に十分な温度に達することを立証し終えていたにもかかわらず、[] 等からの指摘を受けて、改めて実験をし直してまで、実際の最低温箇所の特定に努めている状況が認められるのであって、一審原告らの主張は、こうした実際の捜査経緯と整合しない。

任意取調べにおいて、一審原告会社の従業員らの一部に、温度が上がらない可能性のある箇所として「測定口」という文言は用いなかったとはいえ、測定口を念頭に置いたものと思われる言及をした者がおり、結果として、測定口について十分な温度に達することが立証できずに本件各事件の公訴が取り消されるに至ったことは、捜査機関として真摯に受け止めなければならないことであるが、当時、測定口に着目しなかった経緯は一審被告都控訴理由書第4（13ページないし39ページ）や一審被告都控訴答弁書第6の1（84ページないし92ページ）で詳述したとおりであり、消極証拠を殊更に無視するなどといったものでなかったことは明らかである。

これに対し、一審原告らの主張に沿った証言をするのは、[] 警部補、[] 警部補及び [] 警部補であるが、[] 警部補と [] 警部補の証言には、感想や憶測が含まれ、かつ、他の証拠や証言とも矛盾しており、信用性が認め

られないものであることは被告都最終準備書面第4の1（56ページないし74ページ）で詳述したとおりであるし、[]警部補の証言についても、以下のとおり、信用に値するものとは認められない。

すなわち、[]警部補は、[]警部補と同様、捜査段階において、亡相嶋から温度が上がらない箇所があるとの指摘があったと[]警部補が報告するのを聞いたなどと証言している（[]13ページ、15ページ及び22ページ）が、反対尋問において[]警部補の具体的な報告内容を問われると、「否認ですねという内容ですね。」、「まず認識がない、法令にそういうものが入っているとは思わない、で、入っているとしても出ないところがあるんじゃないですかと言われましたという報告を多分当時は聞いたと思うんですけれども」と証言している（[]22ページ）。つまり、[]警部補が聞いたという[]警部補の報告内容はあまりに抽象的かつ曖昧なものにすぎず、しかも、そこには「測定口」をうかがわせる文言は一切認められない。さらに、[]警部補は、「同じようなものを書類でも見ているので、書類で見たときの記憶かもしれません。」とも証言しており（[]同）、主尋問では「報告しているところを聞いた」と言っていたのを、反対尋問では、「事後的に書類を見て認識した」との内容に証言を変遷させており、一貫性がない。加えて、[]警部補が見たという「書類」というのは捜査メモ（乙16の1ないし4）しか存在しないが、そこには亡相嶋が最低温箇所を指摘したとの記載自体がない。そして、[]警部補は、亡相嶋が供述をせず取調べメモにも記載されていないようなことを[]警部に報告することはあり得ない旨を証言しているのであるから（[]7ページ及び8ページ）、[]警部補の上記証言は到底信用できない。

このように、一審原告らの主張は何ら根拠がなく、外事一課が消極証拠を殊更に無視したなどという事実が存在しないことは明らかである。

- (2) []での実験においても消極証拠を無視した事実がないこと

一審原告らは、消極証拠を殊更に無視したことを示す事実として、
社長が本件噴霧乾燥器2の温度測定実験の際に、外事一課員に対して測定口の温度が上がりづらいことを指摘していた旨も主張するが、一審被告都控訴答弁書第6の1(4)(88ページないし90ページ)で詳述したとおり、社長の当該指摘は、本件各事件の起訴後に一審原告会社側から測定口の温度が上がらない旨の主張がなされたことを受けて、令和2年11月17日と令和3年6月15日に社長の協力を得て本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた実験を行った際のことと記憶を混同したものにすぎない。

捜査段階においては、令和元年5月9日に社長の協力を得て本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた実験を行っているところ、一審原告らは、このときに製品回収容器の温度を測定したにもかかわらず、十分な温度に達しなかったことから、当該箇所の温度測定結果を報告書に記載せずに隠蔽した旨も主張するが、この点についても、一審被告都控訴答弁書第6の2(2)(92ページないし101ページ)で詳述したとおり、一審原告らの主張は失当である。

外事一課としては、当該実験の時点で、製品回収容器について、ダンパを設置することで噴霧乾燥器の内部に当たらないと整理していたものであり、そのことについてあらかじめ係内の認識が統一できていなかった状況が認められるとしても、経産省がホームページにおいて「製品回収容器は『内部』に含まれません。」(乙69)と明示していること、一審原告会社が自らカタログ等で「ダンパ付製品回収容器」の存在を広く周知していたこと(丙10・資料9)、一審原告会社エンジニアリング部が

- 本件噴霧乾燥器2の製品回収容器の上に粉体漏れ防止のダンパを取り付けることが可能であり、実際に顧客からの要望でやったことがある
- ダクトの角度を変えることで奥行を確保してダンパを取り付けたことが

あり、高さはあまり関係なかった

旨を供述していること（乙70・2ページ）等に鑑みれば、当時の外事一課の判断に何ら合理性を欠くところは認められない。したがって、当該箇所が十分な温度に達する必要もなければ、噴霧乾燥器の内部の温度について記載する報告書に盛り込む必要もなかっただけであり、消極証拠を殊更に無視したものではない。

それよりも、この実験で注目すべきなのは、これに現場で従事していたのが■■■■警部補であったという事実である。■■■■警部補のほかには巡查部長しかおらず、最も階級の高い■■■■警部補が実験を取り仕切る立場にあった。そして、この実験が行われたのは、令和元年5月9日であり、仮に■■■■警部補、■■■■警部補及び■■■■警部補の証言のとおりであれば、彼らが測定口の温度を測定する必要性を強く感じていたまさにその時期に当たる。それなのに、この実験では、測定口の温度を測ろうとした形跡は一切認められない。この事実こそが、当時、■■■■警部補らも含め、外事一課内で、測定口についてほとんど注目されていなかったことの証左であり、一審原告らの主張する筋書きが客観的事実に照らして著しく不合理であることは明らかである。

(3) 当時の状況に照らし、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る外事一課の判断が不合理であったとは認められないこと

本件各噴霧乾燥器に精通しているはずの一審原告らにおいてすら「測定口」の温度が十分に上がらないことの証明に成功するまでに70回以上の反証実験が必要となったことを踏まえると、単に「外事一課において再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことを容易に明らかにできた」と言い難いことは明らかである。

一審原告は、この点について反論しているが、反証実験の証明が困難を極めていたことは、以下のとおりである。

令和2年5月22日に一審原告会社が本件噴霧乾燥器1の同型機を用いた温度測定実験（以下「5月22日実験」という。）を実施した際には、乾燥室測定口の2箇所及びサイクロン入口測定口の2箇所でそれぞれ温度が測定された上で、その結果が記録されている（甲196）。

このうち、乾燥室測定口では、同測定口全長をA寸法として125mmの長さがあると表示した上で、同測定口開口部から測定位置までの長さをB寸法として10mmの位置及び100mmの位置でそれぞれ温度測定しているところ、7時間13分後の温度として、10mmの位置では48℃と計測されているのに対し、100mmの位置では136℃の温度が計測されている。これは、乾燥室測定口の中においても温度の濃淡があり、かつ、同測定口の中の一部は110℃を優に超えていることを示している。乾燥室測定口全長における100/125の地点（開口部を起点とする。以下同じ）、つまり4/5の地点の温度が136℃まで達しているところ、開口部との距離が縮まるほど測定温度が逡減することを考慮に入れた上で、単純に比例計算を行うと、開口部から75mmの地点、つまり3/5の地点でも約110℃に達する計算となる。

なお、警視庁公安部が依頼して行った実験のうち、最も低温で殺菌できたペスト菌及び野兔病菌については75℃で殺菌されているところ（丙10資料22）、5月22日実験では、開口部から40mmの地点、つまり約1/3の地点で約75℃に達している計算となる。

また、サイクロン入口測定口においては、同測定口全長をA寸法として70mmの長さがあると表示した上で、同測定口開口部から測定位置までの長さをB寸法として10mmの位置及び50mmの位置でそれぞれ温度測定しているところ、7時間13分後の温度として、10mmの位置では78℃と計測されているのに対し、50mmの位置では115℃の温度が計測されている。これは、サイクロン入口測定口の中においても、温度の濃淡があ

り、かつ、同測定口の中の一部は確実に110℃を超えていることを示している。サイクロン入口測定口全長における50/70の地点、つまり5/7の地点の温度が110℃を超えているところ、開口部との距離が縮まるほど測定温度が逡減することを考慮に入れた上で、単純に比例計算を行うと、開口部から40mmの地点、つまり、4/7の地点でも110℃に極めて近接する約106℃に達する計算となる。

なお、警視庁公安部が依頼して行った実験のうち、最も低温で殺菌できたペスト菌及び野兔病菌については75℃で殺菌されているところ、5月22日実験では、開口部から10mmの地点、つまり1/7の地点で既に75℃を超えていることになる。

ちなみに、令和2年7月21日に一審原告会社が本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた温度測定実験（以下「7月21日実験」という。）を実施して乾燥室測定口が59.2℃となる実験結果(甲16)を取得した際には、乾燥室測定口よりも熱源から遠くに設置されているサイクロン入口測定口は99.1℃に達しているほか、令和2年7月28日に一審原告会社が本件噴霧乾燥器1の同型機を用いた温度測定実験（以下「7月28日実験」という。）を実施して乾燥室測定口が53℃となる実験結果(甲15)を取得した際には、サイクロン入口測定口は96.8℃に達しているところ、75℃で殺菌されるペスト菌及び野兔病菌についてはサイクロン入口測定口において完全に殺菌されていることとなる。

その上で、

- ① 殺菌について言及した24名の従業員の約8割に当たる18名が、「噴霧乾燥器の性質上、装置内部に高温が内部に行き渡る構造になっていること」、「入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の温度を維持することができること」などを説明し、「殺菌可能である」という趣旨の供述をしていたこと

- ② そうした供述をした者には、一審原告会社で噴霧乾燥器の設計等に長年携わっており、その構造に詳しい者らが多数含まれていたこと
- ③ エンジニアリング部や開発部に在籍していた者を含む9名の従業員が、最低温箇所として、[REDACTED]や[REDACTED]が指摘したのと同様の「サイクロン下部」、「バグフィルタの下部」、「排風口」付近を示していたこと
- ④ 最低温箇所として測定口という文言を用いてピンポイントに指摘した者は存在しなかった上、測定口を意図したと思われる指摘をした者は3名にとどまっており、うち1名は、「温度、圧力を測るパーツの部分」は時間をかければ温度が上がると説明しているほか、別の1名は、測定口と思われる箇所の温度は排風口よりも低くなるが、長時間運転すれば温度が上がる可能性があることを示唆するものであったこと
- ⑤ 唯一温度が上がらないと説明した者は、「当社のSDでは、機械のポイントごとに計測器（圧力計等）を設置しており、計測器の周りを金属で覆っているため、その隙間に粉体が入る。計測器は袋小路になっており、風の流れることができないので、その中に熱が伝わらないので、ハについては該当しないと思う。熱伝導で多少計測器付近も温度は上昇するかもしれないが、断熱材を覆っていないため（取り外して計測器の周りの粉体を洗浄の際に邪魔だから。）すぐに放熱してしまい、温度は上がらないはずである。」（乙44・2、3ページ）と述べているが、実際には、本件噴霧乾燥器1につき「サイクロン入口測定口96.8℃」（甲15・4ページ）、本件噴霧乾燥器2につき「サイクロン入口測定口99.1℃」（甲16・4ページ）と、いずれも100℃近い高温に達することが証明されており、袋小路となっているからといって、必ずしも熱風が行き渡らないわけではないことは明白であり、結果として、同人が述べていることは推測に留まっていること

- ⑥ [REDACTED]が、「試運転の際、機種によっては、内部に水たまりや熱風の届きにくい箇所ができることもありますが、当社のエンジニアが配管の角度などを調整することにより、そのような箇所をなくしています。」と述べている（乙25・5ページ）ほか、一審原告会社従業員である[REDACTED]が、「乾燥運転（殺菌運転）になると、入口、出口の両方のファンのバランスを調整し、乾燥室内を陽圧（プラス圧）にすることにより、窓付近の細かいところにも熱風を行き渡らせ、乾燥（殺菌）を容易にすることができる。」と述べている（乙7の1・3及び4ページ）ところ、具体的かつ合理的な説明内容であること
- ⑦ 一審原告による5月22日実験の結果は、乾燥室測定口の中に、110℃を超えるエリア（以下「高温エリア」という。）や、ペスト菌及び野兔病菌が殺菌可能な75℃に達しているエリア（以下「ペスト菌等殺菌可能エリア」という。）が相当な広範囲に存在することを示していること
- ⑧ 7月21日実験及び7月28日実験では乾燥室測定口の温度が59.2℃及び53℃と計測されているところ、両温度は5月22日実験の乾燥室測定口（開口部から10mmの位置）の温度である48℃よりも明らかに高いところ、7月21日実験及び7月28日実験の際には、5月22日実験時の状況（開口部から75mmの地点（3／5の地点）で約110℃に達する計算となるほか、開口部から40mmの地点（1／3の地点）で約75℃に達する計算となること）に比べて、高温エリア及びペスト菌等殺菌可能エリアがより広範囲に及んでいる可能性が高いこと
- ⑨ 上記⑤、⑥、⑦及び⑧の状況に基づくと、本件各噴霧乾燥器の運転方法によっては、乾燥室測定口内の高温エリア及びペスト菌等殺菌可能エリアが同測定口内の大部分に及ぶ可能性が大きいこと。特に、原判決では、「再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできた」理由の1つと

して、一審原告による再実験の結果報告書において、本件噴霧乾燥器 1 の測定口の最高温度が 53℃、本件噴霧乾燥器 2 の測定口の最高温度が 59.2℃であったことを引用した上で、「警視庁公安部が依頼して行った実験のうち、最も低温で殺菌ができたペスト菌及び野兎病菌の 75℃(認定事実ウ(ウ))を大きく下回るものであったこと」が挙げられているところ(原判決 82 ページ)、一審原告会社が本件噴霧乾燥器 2 の同型機を用いた温度測定実験及び粉体実験を令和 2 年 5 月 14 日に行った際は、乾燥室測定口内に粉体が堆積するという通常の温度測定実験より厳しい条件下において、乾燥室測定口の表面温度がペスト菌及び野兎病菌を殺菌可能となる 75℃に極めて近接する 72℃に達していること(甲 193)を踏まえると、本件各噴霧乾燥器の運転方法によっては、ペスト菌等殺菌可能エリアが乾燥室測定口全体を満たす可能性が十分にあること

- ⑩ 乾燥室測定口については、熱源に近い乾燥室に設置された全長十数 cm、直径数 cm 程度に過ぎない突起状の小型構造物であるところ、①、②、③、④及び⑥の状況に基づくと、当時、外事一課において、乾燥室測定口内の温度が殊更低くなると認識しなかったことに一定の合理性が認められること

を踏まえると、当時、外事一課において、乾燥室測定口内について最低温箇所として認識しなかったことが著しく合理性を欠くとまでは認められない。

3 「殺菌」の解釈

- (1) 偽計により「殺菌」の解釈を誤解させた事実がないこと

一審原告らは、[REDACTED] 警部補が一審原告島田に対して偽計による取調べを行い、特定の菌が一部でも死ねば「殺菌」に当たると誤解させて供述調書に署名指印させたなどとも主張するが、そのような事実がないことは、一審被告都控訴理由書第 5 (39 ページないし 56 ページ) や一審被告都控訴答弁書第 7 の 1 及び 2 (101 ページないし 123 ページ)、一審被告都準備書面

(1)第1の7及び第2(13ページないし29ページ)で詳述したとおりである。

一審原告島田は、証人尋問において、「2011年3月の日、CISTECからのメールで、外部に粉が漏れないような仕様ということが書かれておりましたので、それ以来、曝露防止機能が必要だと考えておりました」と述べた上、CISTECガイダンス中の「研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウイルス、毒素等の感染を防止するための洩れ・拡散を防止対策された機構・構造を具備していること」という説明については、曝露防止機能に関する自身の考えの基になっているものと述べている(島田1ページ及び2ページ)。ここで注目すべきなのは、同人が、規制の目的が微生物等による感染を防止することであることを明確に認識していたことである。乾熱殺菌においてこうした曝露防止を達成するには、一部ではなく特定の菌をすべて死滅させることが必要であることは当然の理であって、曝露防止に関する認識を有し、平素から規制に精通していた一審原告島田が、[REDACTED]警部補の偽計によって「特定の菌が一部でも死ぬことが『殺菌』に当たる」と誤信するとは到底考えられない。

そもそも、運用通達(本件通達)は、「殺菌」について、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と定めている。「低減」とは、広辞苑によれば「減ること」すなわち「数量・程度が少なくなること」を意味するところ、当該規定は、単に微生物の量を減らすための洗浄処理については「殺菌」に含まないことを定めるものである。当該規定は「洗浄処理」に関するものであるとはいえ、平素から輸出管理に携わっていた一審原告島田は、こうした規定に精通していたと考えられる中、何らの疑問も持たずに、偽計によって「特定の菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」と誤信するに至るとは論理的な説明がつかない。

また、一審原告島田については、規制導入当時から自ら経産省等とやり取

りを重ね（丙A83資料3、丙A84、丙A86）、規制内容について詳しく理解していたことや、過去に顧客から噴霧乾燥器内部を殺菌したいとの要望を受けて自ら対応に当たり、「乾燥、殺菌は可能」と回答していたことなどが認められるほか（丙34）、一審原告島田の取調べと同時並行で取調べが行われていた他の従業員らが、いずれも「殺菌」が特定の菌をすべて死滅させることであるという正しい理解の下で供述し、その内容はその都度一審原告会社の中で共有されて、一審原告島田にも報告されていた状況が認められるのであって、こうした各種の証拠に照らし、一審原告らの主張は明らかに矛盾している。そして、一審原告らが提出した「総括文書」（甲185）にも、また、当時の一審原告島田の取調べに係る録音記録（甲186、甲187）にも、一審原告らの主張を裏付ける内容は一切認められない。

その上で、殺菌の解釈について、一審原告島田又は[REDACTED]警部補が言及している取調べの一部を挙げると、

- 「噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌が死滅すると考えていた」（丙A83・5ページ）と一審原告島田が供述（「死滅」、つまり、大腸菌レベルの一般的な細菌について、噴霧乾燥器内部で残らず死んで滅びることを一審原告島田は認識していたと考えられる）
- 「SDを乾燥運転つまり空焚きをすれば、装置内部が高温となり、内部を殺菌できることは当たり前のことである。」、「一般的な細菌であれば、100度程度で死ぬということは知っていた。」、「入口温度を200度に設定して乾燥運転をすれば、（中略）バグフィルタ下部が110～120度（中略）ほどの温度分布になるはずである。その際、内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはず。」（乙6の36・1ページ）と一審原告島田が供述（「装置内部が高温となり、内部を殺菌できる」、「当たり前」との供述は、自然に読めば、内部のごく

一部の箇所のみを指しておらずに、内部全体を場所的概念として認識していることは明らかである。また、「100度程度で死ぬということを知っていた」とした上で、「バグフィルタ下部が110～120度（中略）ほどの温度分布になるはず。内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはず。」（乙6の36・1ページ）と供述していることは、一審原告島田が、バグフィルタ下部を、最低温箇所、つまり、最も菌が死ににくい場所と認めた上で、それでもなお殺菌可能と認識していたことを端的に示している。つまり、特定の菌が装置内部の一部又は大部分で残っていたとしても殺菌に該当すると一審原告島田が解釈していないことは、論理的にも疑いようがない)

- 「相嶋も、大腸菌は40度、一般的な病原菌も80度程度で死滅すると言っている。それ以上の環境を一定時間維持すれば、全て死滅して、感染する危険性もないのでは。」（乙6の17・1ページ）と[]警部補が一審原告島田に対して説明（「全て死滅」、つまり特定の病原菌が全て残らず死んで滅びることを[]警部補から一審原告島田に明示している。また「感染する危険性もない」と言及しているところ、これは、特定の病原菌が1匹でも残っていた場合は、当該菌によって人に感染する可能性が排除されないことから、まさに特定の病原菌を死滅させることが殺菌に当たるという意味で、一審原告島田に確認を求めていることは明らかである）

している状況が認められるところ、いずれについても、一審原告島田は、「殺菌」の解釈について正しく理解していたと評価するのが自然かつ論理的である。こうしたやり取りに加え、[]巡査部長も証言するとおり、[]警部補は、一審原告島田に対して本件通達も示して「殺菌」の定義を確認させているのであって（乙6の7・3ページ、[]29ページ）、一連のやり取りを素直にみれば、少なくとも[]警部補に「特定の菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」と誤解させようとした意図などなかったことは明らかで

ある。

(2) 一審原告らが提出した電子メールも「殺菌」の解釈を誤解させようとした事実を裏付けるものではないこと

一審原告らは、令和元年5月17日付けの電子メール（甲203の1）を提出し、当時、取調官において、特定の菌が一部でも死ねば「殺菌」に当たるとの誤った解釈を伝えて取調べが行われた証拠であると主張するが、当時の捜査メモを見れば、そうした事実がなかったことは明らかである。

すなわち、当該電子メールに添付された「輸出貿易管理令 別表第一 項目別対比表（該非判定用）についての解説」と題する文書（甲203の2。以下「解説文書」という。）は、一審原告大川原が作成したものと認められるが、確かにそこには、「また取調べから、殺菌とは少しではないが相当（少なくとも半分）の菌（しかも大腸菌等）を殺せれば殺菌と考えられているので、熱風温度が100℃を超えるものは、すべて該当するはずと言われている。」との記載が認められる。しかしながら、一審原告大川原の取調べ状況を記録した平成31年1月12日付けの捜査メモには、取調べを担当した■警部補との間で、「陽圧にしなければ、温度は上がらず、隅っこの菌は死なない。また、陰圧の場合、奥に入り込んだ菌は、その場に留まり殺菌することはできない。」、「問 100℃の熱風も高温だが」、「答 高度な殺菌はできない。菌が残っていたら曝露してしまうではないか。」といったやり取りがあったことが記録されており（乙106・2ページ）、「殺菌」が特定の菌をすべて死滅させる必要があることを前提に取調べが行われていることは明らかである。さらに、一審原告大川原が「噴霧後50%くらいは、生存している。バイオフェルミン製薬は、90%の生存率であることを聞いている。」と説明したのに対し、■警部補が「製造後に乾熱で殺菌できるのでは」と質問し、それに対して一審原告大川原が「薬液洗浄してから殺菌しなくてはだめ。単なる熱風だと隅っこまで殺菌できない。」と答えると、■警

部補が「噴霧しただけで半分も死滅するならば継続してやればできるので」と追及している状況も認められる（同3ページないし4ページ）。このように、■■■■警部補は、当初から、一審原告大川原が乾熱では菌が生き残ると主張するのに対し、熱を加え続ければすべて死滅するのではないかと明確に指摘しており、解説文書に記載されている内容と全く整合しない。

そして、解説文書は平成31年3月4日付けで作成されているところ、その当時、一審原告大川原の取調べを担当していたのは■■■■警部補であるが、■■■■警部補は、これまでの一連の証言からも明らかなとおり、偽計を用いて不正輸出を認める供述を得ようとしていたとは考えられない。実際、■■■■警部補と一審原告大川原とのやり取りを記載した捜査メモにも、「（洗浄前に、乾熱で殺菌することについて）生きている菌を殺すのはできるけど、毒素は存在する。」（乙107・3ページ）、「熱で細胞のタンパク質が熱変性して、内部にこびりつく。それを（略）剥ぎ取るのにも危険が伴う。剥ぎ取った中に生きている菌がいたら、暴露する。」と説明するなど（同5ページ）、細菌の一部が生き残っている状態では「殺菌」に当たらないことを前提としたやり取りがされていることが認められる。

そうすると、解説文書は、一審原告大川原が、それまで一審原告会社の噴霧乾燥器はいずれも輸出規制に該当しないとしていた自身の判断を翻して、今後は該当する可能性があるとして許可申請が必要となる旨を従業員らに説明するに当たり、当初の自身の判断を正当化するために、あたかも当局側から記載のような見解が示されたかのような体裁を整えたものとみるのが自然であり、当時、偽計を用いた取調べが行われていたことを裏付けるものとは認められない。

そのほか、■■■■警部補は、「殺菌」の定義をあえて一審原告会社の従業員らに示さないように■■■■警部から指示がなされていたなどとも証言するが（■■■■11ページ及び12ページ）、実際に「噴霧乾燥器の構造上、装置内

部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになるのです。」（■■■■・丙33・3ページ）、「高温かつ調整をしながら空運転を長時間行えば、器械を損傷させることなく末端にまで相応の温度が行き渡るはずです。菌も生き物ですので、器械の中を乾燥させながら末端まで100度程度になるようにして一定時間運転すれば、大腸菌であれば殺菌できるはずです。よって、当社のスプレードライヤは、乾熱の方法により、定置した状態で内部に残存する特定の菌を死滅、要するに殺菌することができると考えられます。」（■■■■・乙29・4ページ）、「SDを入口温度150～120℃、出口温度100℃くらいの設定にして乾燥運転すれば、中にある菌は全て死ぬので、殺菌できると言える。菌の種類や菌の耐性は分からないが、100℃くらいで概ねの菌は死ぬので、長時間運転で100℃を保てば全ての菌は死ぬと思う。」（■■■■・乙28・2ページ）、「乾燥運転（殺菌運転）になると、入口、出口の両方のファンのバランスを調整し、乾燥室内を陽圧（プラス圧）にすることにより、窓付近の細かいところにも熱風を行き渡らせ、乾燥（殺菌）を容易にすることができる。」（■■■■・乙7の1・3及び4ページ）、「計測器は袋小路になっており、風の流れができないので、その中に熱が伝わらないので、ハについては該当しないと思う。」（■■■■・乙44・2ページ）などと、一審原告会社の従業員らが、「殺菌できる」とした者も「できない」とした者も含め、特定の菌がすべて死滅することが必要であることを前提に殺菌能力があるか否かについて供述している状況が明確に認められるほか、■■■■巡査部長が、陳述書（乙108）において、「私は、これまで述べたとおり、島田氏の立ち会い補助をしていたのですが、■■■■警部からそのような指示を受けたことは一度もありません」などと完全に否定しており、■■■■警部補の上記証言が事実と異なることは明らかである。

4 弁解録取に係る状況

一審原告島田の弁解録取に係る一連の対応については、一審原告らにとって、本件各事件が不当な意図を持って行われたことを示す最も象徴的な事案のように扱われているが、一審被告都控訴理由書第6（56ページないし70ページ）や一審被告都準備書面(1)第3（29ページないし37ページ）で詳述したとおり、素直に事実関係を見れば、単なる認識不足による不手際にすぎないことは明らかである。一審原告らは、コメント文書に加え、[] 巡査部長の所有物であるノート（甲204。以下「本件ノート」という。）の写しも根拠に主張するが、それらをもってしても、このときの弁解録取に係る一連の対応が一審原告らの主張するような不当な意図を持って行われたものとは認められない。

以下、詳述する。

(1) 欺罔による弁解録取が行われた事実はないこと

一審原告らは、いずれかの時点で、コメント文書や本件ノートの写しを入手し、また、それらを提供した人物から情報を得て、一連の主張を組み立てたものと考えられるが、コメント文書や本件ノートの記載内容を説明できるのは、それを記載した[] 巡査部長本人のみである。そして、[] 巡査部長の陳述や証言からは、当時、[] 警部補が一審原告らが主張するような欺罔による弁解録取を行った事実は何一つ裏付けられていないし、コメント文書や本件ノートの記載は、[] 巡査部長の陳述や証言の信用性を弾劾するものとも認められない。

そもそも、一審原告島田の弁解録取に関して[] 巡査部長が問題視したのは、一審原告島田が署名指印した1通目の弁解録取書（弁解録取書①）を[] 警部補が廃棄してしまったことであり、その態度は一貫している。すなわち、捨ててはならない書類を廃棄してしまったということを知り、当該弁解録取の場に同席していた者として、[] 巡査部長の関心は、それが意図的なものだったのか過失によるものだったのか、捜査手続上、本来であればどうすべきだったのか、といった点に終始している。コメント文

書でも本件ノートでも、そこに記載されているのは、弁解録取書①を廃棄した経緯に関することであり、実際、[] 巡査部長本人も、「経緯はどうであれ、弁解録取書が廃棄されてしまった事実がある以上、公判であらぬ疑いや指摘がなされるだろうと考えておりましたので、より正確で詳細な報告書を作る必要があったと考えていました。」と証言している（[] 13ページ）。

翻って、コメント文書にも本件ノートにも、[] 警部補が欺罔を用いたなどとする記載は一切認められない。コメント文書も本件ノートも、上司などに見せるつもりもなく個人的に記載・作成したものであることを[] 巡査部長自身も陳述及び証言しており（乙103・2ページ、乙108・1ページ及び3ページ、[] 13ページ及び34ページ）、実際そこには、[] 巡査部長が当時感じたことが率直に記載されている。そして、[] 巡査部長が高い規範意識を有していることは、[] 警部補が弁解録取書①を廃棄してしまったのではないかと懸念して外事一課内で自ら問題提起した経緯からも明らかである。したがって、もし本当に[] 警部補が一審原告島田の弁解録取に際して欺罔を用いていたのであれば、[] 巡査部長は必ずその点を問題視して然るべきである。にもかかわらず、その記載は一切認められないばかりか、本件ノートの「3／11の件」から始まるページにおいて、最も肝心なはずの弁解録取書①の作成・署名に至る経緯の記載が端折られているということは、当時、欺罔を用いたという事実がなかったことの証左というべきである。

そして、このときの弁解録取手続において欺罔が用いられたとする一審原告らの主張は、[] 警部補や[] 警部補が[] 巡査部長から聞いたと証言していることが最大の裏付けとなっているが、[] 巡査部長自身がそのことを明確に否定している。[] 巡査部長は、「弁解録取書の廃棄が発覚した後ですね、[] 警部補から、私はもう[] が嫌いなんだと、もう絶対

許さないんでという、すごいけんまくで私に当時の状況を聞いてきて、なんで認めの調書が取れるんだということを聞かれましたので、まあ、島田さんも訂正してくれたと思ってましたというようなことを言ってたんで、私、実際見てはいませんが、それじゃあ、まあ、直したふりでもしたんじゃないですかと、このように答えました。ただ、まあ、その後に、[REDACTED]警部補には、私は実際見ていませんので、[REDACTED]警部補の主観的なところは分かりませんので、直したふりをしたとは言えませんが、分かりませんよということは何度も伝えております。」と証言するとともに、[REDACTED]警部補に対しては何も話したことはないことを明確に証言している（[REDACTED]10ページ及び11ページ）。そして、[REDACTED]巡査部長は、一審原告島田が訂正を申し立てた部分について、任意取調べの段階で一審原告島田が納得して供述調書に署名指印していたことや、弁解録取書の分量からしても、一審原告島田が自ら訂正を申し立てた部分を読み飛ばしたり見落したりすることは通常あり得ないこと、当時も現在も[REDACTED]警部補が欺罔を用いて弁解録取書を作成したという認識はないことを明確に証言している（同10ページないし12ページ及び16ページ）。

[REDACTED]警部補と[REDACTED]巡査部長のほかに、その場の状況を実際に体験しているのは一審原告島田であるが、その陳述や証言を見ても、当初は訂正を申し立てたにもかかわらず訂正されないままだったという内容だったものが、次第に、訂正を申し立てた内容とはまた別の内容に書き換わっていたと、[REDACTED]警部補の作為がより際立つ方向へと不自然に変遷している。実際の事実関係としては、単に訂正されないままであったというだけであり、当時、一審原告島田が訂正してもらえるものと期待していた可能性や、下書きの内容を弁解録取書の様式に転記する際に体裁を整えるためにキーボードを叩いたことで訂正がなされたものと誤解した可能性までは否定しないものの、わざわざ別の内容に書き換えたというのは本件ノートや[REDACTED]警部補らの証言を受けて後

付けで組み立てたものと認められる。[]警部補としては、任意の取調べ段階でも同様のやり取りの後に一審原告島田が納得して供述調書に署名指印したことが何度もあったことから、このときも一審原告島田が納得したものと受け止め、訂正しなかったものにすぎない。それなのに、一審原告らは、コメント文書や本件ノートに記載内容、それに[]警部補らの証言内容を基に、憶測や推論によって欺罔による弁解録取が行われたかのような筋書きに仕立て上げたものであるが、コメント文書や本件ノートに記載については、その作成者である[]巡査部長がその趣旨を明確に否定しているし、[]警部補らの証言についても、[]巡査部長からの伝聞が根拠となっているところ、当の[]巡査部長が欺罔を明確に否定しているのだから、一審原告らの主張は、事実関係を完全に見誤ったものといわざるを得ない。

(2) 本件ノートについて

一審原告らは、一審原告島田の弁解録取に係る一連の対応に関する[]巡査部長の証言内容を弾劾するとして、本件ノート（写し）を提出したが、本件ノートは、違法又は不当な手段により入手されたものである可能性が極めて高く、これが証拠として採用されることは著しく信義則に反するといわざるを得ないことを付言しておく。

すなわち、本件ノートは、[]巡査部長が所有している財物であり、飽くまで個人的な備忘録として、他人に見せることを全く予定せずに日々の記録を綴っていたものである。そして、[]巡査部長は、外事一課に在籍していた当時、これを自分のデスクの引き出しの中に保管し、誰にも見せたり渡したりしたことはなく、紛失等もせずに現在に至るまでこれを所有していたものである（乙108、[]34、37及び40ページ）。

個人の所有物が本人の知らぬ間に一時的にでも他人によって持ち出されること自体、いかなる理由があろうともあってはならないことは当然であるところ、何者かが[]巡査部長が不在の際に持ち出した可能性を含め、この度

の提出に至るまでの経緯には、何らかの不法行為が介在しているとみられる。

民訴法は自由心証主義を採用し（247条）、一般的に証拠能力を制限する規定を設けていないことからすれば、違法収集証拠であっても、それだけで直ちに証拠能力が否定されることはないと解される。しかし、いかなる違法収集証拠もその証拠能力を否定されることはないとする、私人による違法行為を助長し、法秩序の維持を目的とする裁判制度の趣旨に悖る結果ともなりかねないのであり、民事訴訟における公正性の要請、当事者の信義誠実義務に照らすと、当該証拠の収集方法及び態様、違法な収集証拠によって侵害される権利利益の要保護性、当該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合考慮し、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則（民訴法2条）に反するといえる場合には、例外として、当該違法収集証拠の証拠能力が否定されると解するのが相当である（東京高裁平成28年5月19日判決・ジュリスト1496号4ページ）。

一番原告らは、本件ノートの入手経緯等を一切明らかにしていないが、この度の収集方法及び態様は、社会的に許容できないものである可能性が高い。本件ノートには、業務上の備忘だけでなく、自身の内心を含めた認識を整理しておくための記載も見受けられることから、プライバシー保護の観点から当然にその公開が許容されるものではない。また、上記裁判例は、証拠収集の方法として、犯罪行為を許容しているとは到底解されないところ、上記のとおり、そのような疑いを認めざるを得ない状況である以上、これを証拠として採用するのは、訴訟法上の信義則に反するもので、許されないというべきである。

第3 総括

巡査部長は、本件各事件の捜査に関し、様々な憶測に基づく証言がなされたことについて、「一番の原因は、やっぱり係内の人間関係の不和だった

と思います。当時の捜査員の意見に幹部が耳を傾けられなかった、また捜査員も幹部の方針に理解を示せなかった、こういった人間関係の不和というものが係内で波及していたことがまあ要因かなと、不安要素については、議論を尽くしていれば誤解というものは解消されたと思いますし、臆測というものが一人歩きすることはなかったと、このように考えております。」と証言している(16ページ)。そうした必ずしも良好とはいえなかった当時の外事一課員の人間関係の中で、一部の捜査員において、本件各事件の捜査が不当な意図の下に行われたのだらうと決めつけ、その筋書きに固執する状況が認められた。そして、自らの推論に符合しそうな事実ばかりに注目し、そこから更に憶測や推論を重ねる一方で、それと矛盾する事実については考慮しないことで、実際の事実関係とは大きく異なった虚構が作り上げられていったものと考えられる。

実際、一審原告島田の弁解録取書の廃棄に関して、当時、警部補を快く思っていなかった警部補は、一審原告島田が後に訂正を申し立てることとなる内容に一度は署名指印したということは、警部補による何らかの不正があったに違いないと決めつけ、執拗に巡査部長を問い質している。そして、巡査部長が仕方なく、警部補による圧迫的な会話を早く終わらせたいがために、「実際に見たわけではありませんが」と確実に付言した上で、「訂正したふりでもしたのではないか」という趣旨の返答をすると、それが飽くまでも推測であると明確に告げているにもかかわらず、あたかも間違いのない事実かのように様々な機会で言及した。その結果、コメント文書や本件ノートとともに、本件各事件の捜査が不当な意図を持って行われた証拠であるかのように一人歩きすることとなってしまった。

警部補、警部補、警部補らは、捜査を指揮していた警部や一審原告島田から自供を得ていた警部補らに対して感情的になっていた状況がうかがわれるところ、実際の事実関係を冷静に判断できる状態になかったと思われる。それは、もとより誤解から始まったものであるし、その誤解を

解消するための努力が結果として十分ではなかったのだから、彼らをそうした状態に陥らせてしまったことについては、捜査機関として重く受け止めなければならない。そして、同期生同士という間柄も相俟って、それぞれが抱いていた不満が相互に共有される中で、自分自身が体験したわけではない伝聞や単なる推測にすぎない話が、あたかも実際にあったことのように語られるに至ったことがうかがわれる。

何より、何者かが、同僚であった[] 巡査部長のデスクの引き出しを勝手に漁り、その私物のノートを無断でコピーしたとしか考えられない事態が、当時、外事一課員間に存在した強い感情的対立と相手を何としても糾弾したいというなりふり構わぬ姿勢を如実に物語っている。その結果、冷静に事実関係を確認すれば、また、相手と率直な意見交換を行えば解消できたはずの誤解や無理解がそのままにされるのみならず、むしろ曲解されてしまい、結果として、壮大な虚構が作り上げられるに至ってしまった。

仮に、こうした捜査員間の不和が、捜査方針に対する意見の食い違いによる対立や、自らの意見が受け入れられないことに対する反発から生じたものであったとすれば、そうした多様な意見を組織として受け止めきれずに、そのような状況に至らしめたことは大変遺憾であるし、大いに反省すべきことである。ただ、そのことと、実際の事実関係が彼らが主張するとおりのものであったかは、峻別して考えなければならない。

一審原告らの一連の主張は、こうした一部の捜査員らの憶測や思い込みによる筋書きをそのまま借用したものにすぎない。その意味では、一審原告らに無用の疑念をもたらしたことは重く受け止めつつも、事実関係を素直にみれば、一審原告らの主張するような不当な意図を持って本件各事件の捜査が行われたものではないことは明らかである。

とりわけ、[] 警部補らは、一部の幹部の出世のために本件各事件の捜査が不当に進められた旨証言し、一審原告らもその筋書に沿って主張を展開して

いるが、そもそも個々の捜査に直接従事することとなる他の捜査員にとって、捜査を指揮する幹部が出世しようがしまいが何の関係もないのであって、そのために不当な捜査に付き合うということ自体、構図として成り立たないものといわざるを得ない。その点でも一審原告らの一連の主張は、何ら根拠のない憶測に基づくものであることは明らかであって、失当といわざるを得ない。

第4 結語

以上述べたとおり、原判決の判断には、重大な事実誤認や証拠評価の誤りが認められるのであるから、原判決の一審被告都敗訴部分を取り消した上で、一審原告らによる本訴請求はいずれも棄却されるべきである。